

障がい者である職員の任免状況

令和5年6月1日現在

1. 法定雇用障がい者数の算定となる職員数	277人
2. 障がい者の数	5.5人
3. 実雇用数	1.99人
4. 法定雇用率達成のために採用しなければならない障がい者数	1.5人

注1

「法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数および除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数です。

注2

「障がい者の数」とは、身体障がい者、知的障がい者および精神障がい者の計であり、重度身体障がい者および重度知的障がい者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行っています。また、重度身体障がい者および重度知的障がい者である短時間勤務職員については1人分、重度以外の身体障がい者および知的障がい者ならびに精神障がい者である短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしています。

注3

上記の数値は、高島市民病院および介護老人保健施設陽光の里の職員数から算定した数値です。